## 広島県選挙管理委員会告示第八十六号

定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規

令和七年十月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻

茂

四五、二一三